



愛玩動物看護師の独占業務について

「愛玩動物看護師法」による、新たな国家資格「愛玩動物看護師」が誕生して1年が経過しました。愛玩動物看護師ではない人が、愛玩動物看護師やこれと紛らわしい名称を名乗ることはできません。また、愛玩動物看護師の業務のうち、診療の補助は愛玩動物看護師の資格を有する者のみ(獣医師を除く。)が行うことのできる独占業務となっていますが、衛生上の危害を生じる恐れが少ない行為に限られています。

愛玩動物看護師の業務

- ①愛玩動物の診療補助(リスクの低い診療) ※**獣医師の指示の下**
採血、経口投薬、マイクロチップ挿入、カテーテルによる採尿など

現行の動物看護師の業務

- ②愛玩動物の世話、その他の看護
入院動物の世話、診断を伴わない検査など
- ③愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言・その他の支援
動物の日常の手入れに関する指導・助言など

獣医師法第17条の規定に違反して、**獣医師でなくて飼育動物の診療を業務とした場合は罰則の対象**となります(2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金)。

また、無資格者に獣医師法第17条に規定されている飼育動物の診療業務を行わせていた場合、**当該獣医師は、刑法第60条の規定に基づく共同正犯(いわゆる共犯)として、獣医師でない者とともに獣医師法第17条違反に問われ、同法第27条の罰則が適用される可能性がありますので、御留意ください。**

獣医療の広告制限の改正について

令和6年4月1日から、獣医療に関する広告制限が変わります。

獣医師の皆様におかれては、獣医療広告ガイドラインを確認し、飼育者等が提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるようにお願いします。

改正の概要

◆獣医師の専門性、経歴の広告が可能

獣医師の略歴、専門、役職など

◆様々な診療行為の広告が可能

診療行為全般(愛玩動物看護師がいること)など

※ただし、「問合せ先」「主なりリスク、副作用」「診療の内容」「費用」について併記が必要。狂犬病予防注射やマイクロチップ装着時には、登録が必要な旨を記載。

◆ウェブでの情報発信も可能

ウェブサイト、動画共有サイト、SNS

詳しくは、以下のURLから御覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/koukoku.html>

△以下の広告は禁止されています！

- ・虚偽の内容に関する内容
- ・飼育者等の主観に基づく、診療の内容又は効果に関する体験談
- ・診療の内容又は効果について、飼育者を誤認させるおそれがある診療の前又は後の写真等
- ・費用の強調 など

<ご不明点はお問い合わせください！>

青森家畜保健衛生所(平日8:30~17:15) 017-764-1744

緊急用携帯(平日17:15以降、土日祝日) 090-2274-0474